

弥富地区民生委員・児童委員協議会会則

(組織名称)

第一条

本会は、弥富地区の民生委員・児童委員・主任児童委員をもって構成し、弥富地区民生委員・児童委員協議会（以下「弥富地区民児協」という）と称する。

(事務所)

第二条

本会の事務所は弥富地区民児協会長宅に置く。

(目的)

第三条

- 1 本会は、弥富地区民生委員・児童委員・主任児童委員活動の推進について必要な方途を協議研修するとともに、関係する各機関との連携調整をはかることを目的とする。
- 2 本会は、会員相互の親睦をはかり連絡協調を密にし、活動効果の高揚をはかる。
- 3 本会の慶弔に関する事項は別に定める。

(役員)

第四条

- 1 本会に次の役員を置く

| | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
- 2 役員は委員の互選とする

(役員の仕事)

第五條

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長がその任につけない時はその職務を代行する。
- 3 会計は会長の指示により本会の経理を管掌する。

(任期)

第六條

役員の仕事は、12月1日から翌年の11月30日までとする。ただし再任を妨げない。

補欠により役員になった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第七條

- 1 本会の会議は、毎月一回これを開催するものとする。ただし緊急を要するときは臨時に開催することができるものとする。
- 2 会議は会長がこれを招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

(業務計画)

第八條

- 1 本会の業務遂行は、佐倉市民生委員・児童委員協議会の年業務計画に則り活動する。
- 2 年業務計画は4月1日から翌年3月31日までとする。

(経理)

第九條

- 1 本会の経理は、会費及び助成金、その他の収入金をもってこれにあてる。
- 2 本会の会計年度は12月1日から翌年の11月30日までとする。
- 3 会計は毎年11月末日に決算を行い、本会の承認を受けるものとする。

(附則)

この会則は、平成14年4月1日から施行する。